

仙台まち美化サポート・プログラム実施要綱

(平成 13 年 8 月 7 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「『ごみの散乱のない快適なまちづくり』を進めるための行動計画(平成 11 年 12 月 10 日環境局長決裁)」に基づき、市民、事業者、行政のパートナーシップによる空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てごみのない快適なまちづくりを推進する仙台まち美化サポート・プログラム(以下「プログラム」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域の指定)

第 2 条 市長は、プログラムの趣旨にふさわしい道路、公園、河川その他の公共施設等を、プログラムの指定区域(以下「指定区域」という。)として、あらかじめ指定するものとする。

2 市長は、指定区域以外の区域であっても、当該区域において、市民又は事業者が行おうとする清掃、除草又は緑化等の活動(以下「清掃活動等」という。)が清潔で快適なまちづくりのため特に必要があると認められる場合には、当該区域を指定区域とすることができる。

(プログラムの参加申込み)

第 3 条 プログラムに参加しようとする団体は、別に定めるところにより、プログラム参加申込書(以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

(プログラム参加団体の登録)

第 4 条 市長は、申込書が提出された場合においては、その内容を審査し、次の各号のいずれにも該当する場合は、プログラム参加団体として登録し、プログラム登録書を交付するものとする。

(1) 清掃活動等が、次のいずれにも該当しないものであること

イ 参加団体の事業活動に付随する場合

ロ 町内会がその区域において行う場合

ハ 仙台市公園愛護協力会要綱(昭和 62 年 5 月 30 日建設局長決裁)に規定する公園愛護協力会又は仙台市河川愛護会に対する補助金交付要綱(平成 10 年 10 月 26 日下水道局長決裁)に規定する河川愛護団体が、担当する公園又は河川で行う場合

(2) 清掃活動等が指定区域内で行われるものであること

(3) 清掃活動等が次条第 3 項及び第 4 項の規定に該当するものであること

(4) 参加団体が仙台市暴力団排除条例(平成 25 年仙台市条例第 29 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体ではないこと

(プログラム活動等)

第 5 条 プログラム登録書の交付を受けた者(以下「登録団体」という。)は、登録書交付後速やかに当該年度の活動予定表を作成し、市長に提出するものとする。

2 登録団体は、翌年度以降引き続き、申込書に記載の清掃活動等(以下「プログラム活動」という。)を行う場合には、毎年度 3 月 31 日までに、翌年度の活動予定表を市長に提出するものとする。

- 3 登録団体は、1年以上プログラム活動を継続するものとする。
- 4 登録団体は、プログラム活動を年6回以上行うものとする。ただし、気象条件その他登録団体の責に帰さない事由により活動が困難な場合は、この限りではない。
- 5 登録団体は、活動予定表を変更しようとする場合は、あらかじめ市長に報告するものとする。
- 6 登録団体は、活動予定表の実施状況を、当該年度の3月31日までに、プログラム活動報告書により市長に報告するものとする。
- 7 登録団体は、プログラム活動を終了する場合は、プログラム活動終了届を市長に提出するものとする。

(登録書記載事項の変更)

第6条 登録団体は、活動区域その他登録書に記載の事項を変更しようとする場合は、あらかじめ、登録書記載事項変更届を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の届出の内容を審査し、第4条各号のいずれにも該当する場合は、新たな登録書を交付するものとする。

(登録の取消)

第7条 市長は、登録団体について、偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したときは、その登録を取り消すものとする。

(登録の解除)

第8条 市長は、登録団体について次の各号に掲げる事由が生じたときは、その登録を解除するものとする。

- (1) 第5条第7項のプログラム活動終了届が提出されたとき
- (2) 2か年度以上、活動予定表又はプログラム活動報告書が提出されないとき
- (3) プログラム活動に際し、公序良俗に反する行為、政治活動、宗教活動その他プログラムの趣旨にそぐわない活動が認められたとき

(ごみの処理)

第9条 登録団体は、登録書に記載された方法により、プログラム活動によって回収したごみを処理するものとする。

(登録団体への市の支援)

第10条 市長は、登録団体のプログラム活動に対して、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 回収したごみの処理
- (2) 仙台市市民活動保険への加入及び市外居住者への保険加入
- (3) ごみ袋等清掃用具の贈与又は貸与
- (4) その他登録団体の活動に必要と認められる物資等の贈与又は貸与

(サインボードの設置及び撤去)

第11条 市長は、登録団体が希望する場合には、プログラム活動を実施する区域内に登録団体の名称等を表示するサインボードを設置することができる。

- 2 市長は、前項のサインボードが、次の各号のいずれかに該当する場合には設置することができない。

- (1) 都市の景観を損ねると判断される場合

(2) 設置する土地の管理者の承諾が得られない場合

(3) 登録団体が宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体又は政治資金規制法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体と認められる場合

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項の規定により設置されたサインボードを撤去することができる。

(1) 登録団体がプログラム活動を終了した場合

(2) 市長がサインボードの撤去が必要と判断した場合

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 8 月 7 日から実施する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 改正前の第 4 条の規定による認定は、改正後の第 4 条の規定による登録とみなす。この場合において、改正前の第 4 条の規定により交付したプログラム参加認定書は、改正後の第 4 条の規定により交付したプログラム登録書とみなす。